

地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果について、次のとおり公表する。

令和3年9月28日

開成町監査委員 田中 章  
同 下山 千津子

## 検査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の結果を次のとおり報告する。

- 1 検査年月日 令和3年8月25日（水）
- 2 検査執行者 開成町監査委員 田中 章  
下山 千津子

### 3 検査の概要

#### （1）現金出納検査

令和3年7月末現在の保管現金の在高並びに令和3年7月分の収納金通知書及び支出命令書について検査した結果、一般会計、特別会計及び公営企業会計の収支に計数的な違算はなく適正であった。

#### （2）出納関係諸表等の検査

令和3年7月末総合出納調書及び予算執行状況に関する調書に基づき関係帳簿を照合した結果、調書と帳簿が合致していると認められた。

### 4 検査の意見

#### （1）現金出納検査

特にありません。

#### （2）出納関係諸表等の検査

文命中学校において、開成町予算決算会計規則に定める経費を支払うため、現金の前渡しによる支出をしていた。

前渡金の支出に関する事務処理は、資金前途職員がその支払い完結の日から起算して10日以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて支出命令権者に提出することと同規則で定められている。

しかしながら、精算命令書が作成されてなく、また領収書等の添付もなかった。これは、同規則に反した不適切な事務処理である。

今後は適切な事務処理を行うよう関係所属に指導をされたい。

また、この事例では資金前渡職員と支出命令権者が同一の職員（校長）であった。これは、前渡金を善良に管理する義務及び事務処理が適正に行われた確認を行う職務責任の観点からして適正とは言えない。

資金前渡職員と支出命令権者を別な職員とするよう必要な措置をとられたい。

その他出納関係諸表については、輕易な指導事項を除き、概ね良好に行われていた。

**【検査対象資料】**

- 1 令和3年7月末各種預貯金口座在高
- 2 令和3年7月末総合出納調書
- 3 令和3年度一般会計収支月計表
- 4 令和3年度国民健康保険特別会計収支月計表
- 5 令和3年度介護保険事業特別会計収支月計表
- 6 令和3年度給食事業特別会計収支月計表
- 7 令和3年度後期高齢者医療事業特別会計収支月計表
- 8 令和3年度駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計収支月計表
- 9 予算執行状況に関する調書（水道事業会計）
- 10 予算執行状況に関する調書（下水道事業会計）